平成26年8月 全員協議会

平成26年8月18日(月曜日)

宮下 雅志 議員(民主・県民連合)

※ 全員協議会について



宮下雅志議員

民主・県民連合の宮下である。

通告の順番を若干変更し、初めに、各項目にちりばめている集中復興期間終了の影響について聞く。

平成27年度までの5年間が集中復興期間とされているが、この期間中に予定した予算を消化しているという話もあり、 国会でも議論となった。

そもそも集中復興期間が終了することによって、復興がどのように変わっていくのか。制度上、どのような違いが生じるのか。

復興庁福島復興局次長

もともと復興期間は10年と定められており、そのうち集中復興期間は5年である。その後については、集中復興期間で どこまで復興が進んだのか、どのような点がおくれているのかをレビュー(評価)し、それにより必要な施策や支援策を 平成28年度予算から実施することとなっている。

特に福島県においては原子力被災という特殊な事情もあり、しっかり取り組まなければならないと認識している。

宮下雅志議員

県からも集中復興期間延長の要望は出ていると思う。ならば、集中復興期間の枠を延長して、財源をしっかり確保し、 裏づけをきちんとつくる取り組みが必要である。財源の確保はどのように変わっていくのか。

復興庁福島復興局次長

今は5年間の総枠として決められている。今後はレビューした上で、事前に枠としてとらないといけないのか、この分野については重点的に実施するなどの判断になるのか、レビューを待ってということになるため、もうしばらくお待ち願う。

宮下雅志議員

これまでもさまざまな議論があった。原発の事故収束、風評被害、避難者の生活、汚染水などさまざまな課題が山積している中で、5年間のレビューをして、どこに再び予算をつけていくのかという不安定な状況では、福島県にとって非常に後ろ向きであり、復興がおくれてしまうという危惧を我々は持っている。

霞が関に県の職員が訪問したときに、もう中央では風化が始まっているのではないかという不安さえ述べている。そのような状況の中で、復興財源の確保が我々にとって最大の課題になっていく。

そこで具体的に聞くが、5年間のレビューの中でも、例えば避難者支援対策は依然として施策を継続していかなければ

ならないと思うが、復興庁ではどのような認識なのか。

復興庁福島復興局次長

避難者の方々にとって、特に放射線や生活に対する不安は多いと思う。

放射線に対する不安については、ことし2月に「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」を取りまとめた。住民を身近で支える相談員を配置し、住民と接点がある保健師や教師への研修会を催して専門人材の育成を図り、さらには少人数の座談会などを催すなどして、不安感をできるだけ和らげていく施策に取り組んできた。

健康面では、昨年12月に「被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ」を取りまとめた。その中でも仮設住宅入居者への健康対策について、特に高齢者に重点を置いて、相談支援や生活支援サービスの充実、高齢者が集まった地域での交流など、引き続き実施しなければならないと認識している。

さらに7月16日には安倍総理大臣から根本復興大臣に対し、相談員や復興支援員のより一層の充実確保など、高齢者を含む住民の健康管理、生活支援について総合的な施策を策定するよう指示があったところであり、現在復興庁では関係各省とともにタスクフォースを開催し、施策の策定を進めている。課題を吸い上げながら関係府省と一体となって取り組んでいくが、平成26年施策であろうと27年施策であろうと、放射線や健康に対する安心について満足してもらえるまで頑張っていく。

宮下雅志議委員

福島再生加速化交付金を財源として相談体制を充実させるという国の新たな取り組みと思う。

県も相談対応をしているが、相談内容が非常に専門化している。放射線に対する知識について、避難者も相当勉強している。対応する相談員は国が費用を出して県や市町村に委託すると思うが、丸投げでは効果が出ず、相談員の確保が難しい状況も出てくる。それに対して国はどのような対策をするのか。

復興庁福島復興局次長

議員指摘のとおり、最も重要なのは人だと思っている。金だけつけて終わりでは足りないと認識している。

福島県においては、例えば県立医科大学にも相談している。また、従来から放射線専門と言われている団体やNPO的な団体などとも相談しながら進めている。どのような形で人を派遣してもらうか、そのような団体の方が相談員になるだけでは足りないと思うので、講師になってもらい、より専門的な人を育てる仕組みも必要である。さらに、相談内容が非常に専門的な場合は医師や保健師等に依頼するなど、裾野を広げながらいろいろな形で進めていきたい。

宮下雅志議員

実効性の上がる取り組みとなるよう願う。

次に、風評被害について聞く。

先日、本県のイメージ調査を県が行った。「原発の県」というイメージが6割弱、「頑張っている」というイメージが5 割強で、原発事故の被災県というイメージが定着している。

一方、県産品を買うか買わないかについて、県商工会連合会が事故直後と事故の3年後に調査したが、いずれも3割の 人が「買わない」との答えであったとのことである。

風評が非常に進行していると私は思うが、この結果や現状をどのように受けとめているか。

復興庁福島復興局次長

議員指摘のとおり、震災から3年以上が経過しても、今なお農林水産業や観光業を中心に、原子力被災地に対する風評

被害が続いていると認識している。これに対し復興庁としては、関係各省と連携しながら十分な風評対策を講じていかな ければならないと認識している。

宮下雅志議員

認識はしているとのことだが、これからさらにひどくなると思う。

集中復興期間終了後、例えばこの5年間の風評対策について検証するとして、その後、被災者支援と同様に平成28年度 も29年度もしっかりと施策を続け、それに対する財源を確保していく認識を持ってもらわないと困るが、この点に関して はどうか。

復興庁福島復興局次長

不十分な答弁で申しわけない。

具体的には、コマーシャルなどイメージのPR等の戦略にしっかり取り組んでいく。また、東北6県の観光促進に対するプロモーション活動も引き続き実施していく必要もあると考えている。

6月23日、復興庁では風評対策強化指針を取りまとめた。内容は、①風評の源を取り除く、②正確でわかりやすい情報 提供を進め風評を防ぐ、③風評被害を受けた産業を支援する一の3点である。大臣みずから経済3団体を訪問し、贈答品 としての活用拡大や社内マルシェの開催などについて直接働きかけを行った。

今後については、受け入れが決まったわけではないが中間貯蔵施設の関係もあるので、このことも含め風評対策にしっかり取り組んでいく。具体的には、検査体制や汚染水対策、リスクコミュニケーションの充実、マスメディアを通じた情報発信などに取り組んでいく。

宮下雅志議員

リスクコミュニケーションという発言もあったが、情報発信のあり方は重要と感じている。午前中の吉田栄光議員の質問にあったように、凍土壁の説明の中で、今どのように進んでいるか、何ができなくて何ができるのか、そのような包み隠さない情報をしっかり伝えていくことが、国や県の信頼を取り戻すための最初のステップである。

ブログやホームページなどで、科学的・医学的根拠がない情報をどんどん出している人もたくさんいる。例えば「福島県では特殊な出産がふえた」、「県民がホールボディーカウンターに入ったら数値が高かった」などと平気で言う人たちがいる。そのようなものに対して、我々はせめぎ合いをしなければならない。

全てに答えることは不可能だと思うが、そこをきちんとわかりやすい形で、例えば定期的に、何曜日の何時からはこのような福島県の情報をやっているといった提供の仕方を、国、県、市町村も含め、工夫していかなければならない。それが風評払拭の第一歩だと思うが、どうか。

復興庁福島復興局次長

貴重な意見に感謝する。議員の指摘を踏まえ、県や地元自治体と相談しながらさまざまな施策を考えていきたい。

宮下雅志議員

ぜひ効果的な広報制度も含め、検討願う。

次に、産業再生について聞く。

特に中小企業についてだが、これだけ風評が長期化して厳しさを増し、悪いイメージの定着が広がっている中で、本県の経済基盤が非常に危機的な状況に陥っていると感じており、経営基盤の弱い中小企業へのダメージが大きい。中小企業は雇用の受け皿になっているが、このような厳しい状況が続いている中、今後どのように支援していくのか。

復興庁福島復興局次長

経済産業省及び中小企業庁と連携しながら、中小企業の仮設施設の整備やグループ補助金による施設設備の復旧に取り組んできた。また、東日本大震災事業者再生支援機構(震災支援機構)による二重負債問題解消のための支援、大手企業の持つ経営資源と中小企業のニーズを結びつける「結(ゆい)の場」というマッチングの場の設定のほか、中小企業における新商品開発等の事業計画に対する企業連携プロジェクト支援事業も行っている。さらに、「新しい東北」を実現する事業として、先導モデル事業も実施している。

議員指摘のとおり、今後中小企業は被災地の復興の核となる。復興まちづくりの観点からも、中小企業の振興を図っていかなければならないと認識している。平成25年度補正予算からは企業立地補助金の拡充もしてきた。このように商業を含めた中小企業の振興に取り組むとともに、福島復興再生特別措置法などにより税制特例も講じている。今後とも中小企業に対し、要望をヒアリングの上、きめ細かい対応を考えていきたい。

宮下雅志議員

説明を聞いてきた中で、震災支援機構の取り組みが非常に重要だと思う。これだけ経済基盤が損なわれた中で、既存の 債務を抱えたままの復興となると、中小企業金融円滑化法の期限が切れ、激変緩和の対策はなされているが、既存借り入 れが県内企業に重くのしかかっている。そこで、金融支出をできるだけ抑えることが1つの効果的な方法ではないかと思 う。

震災支援機構の採択件数を見ると、宮城県の216件、岩手県の118件に対し、福島県は36件と極端に少ない。これはどういった理由によるものか。

復興庁福島復興局次長

震災支援機構の事務所は福島県内にもあり、2カ月ほど前にヒアリングを実施した。PRはしているものの、原子力災害を受けた特殊な地域に対する特殊事情に合った例示の仕方や、こういう場合は使えるといった説明が必ずしも十分ではなかったと分析している。このため、震災支援機構と連携し、福島の実情に合ったPRや情報提供に取り組み、それなら使いたいと思われるような中小企業を誘引する取り組みを検討している。

宮下雅志議員

賠償を受けているところもあり、原子力災害の特殊性は非常に大きいと思う。

1つには、債権放棄を伴うと、金融機関がどうしても応じないケースがあると聞いている。金融庁がしっかり指導するとともに、金融機関に対する支援体制をしっかりつくり上げていくことが非常に重要な要素になってくると感じている。

もう1つは、資本的貸し付けと言うが、返済を長期にわたってできるようにすることである。返済期間を延ばすことで 債権放棄を伴わずに済むよう機構を柔軟に使って取り組むべきであり、返済を延ばしただけで中小企業にとっては有利に なる場合もある。その点について見解を聞く。

復興庁福島復興局次長

貴重な指摘を感謝する。持ち帰り、本庁としっかり対応を検討する。

宮下雅志議員

中小企業の経営者は非常にまじめであるため、借りたものは返すということがある。債権放棄を伴わず、長期に延ばしてもらうだけで相当効果があると思うので、柔軟な対応を含め検討願う。

これまで風評被害や経済に対する影響について質問してきたが、再生可能エネルギーの先駆けの地を実現することが、

本県のマイナスイメージを払拭する最大のポイントであると感じている。ところが国では原発の再稼働への動きがあって、 再生可能エネルギーを使った電気が邪魔者扱いされていくのではないかと心配している。

国では本県に産業技術総合研究所(産総研)を誘致したほか、洋上風力の実証実験、会津若松市に対するスマートコミュニティーの支援などを実施しているが、今後どのように進んでいくのか、国が本県の再生可能エネルギーの推進に向けてどのような形で取り組んでいくのかがいま一つ見えていない。例えば洋上風力は、金がかかり過ぎるという理由で先が示されていないと聞いている。

そこで、本県の再生可能エネルギー先駆けの地を目指すための取り組みをどのように進めていくのか。

資源エネルギー庁再生可能エネルギー推進室長

まず、福島復興の1つの柱として、福島県を再生可能エネルギー先駆けの地とするべく、福島県庁とともに世界一の浮体式洋上風力発電実証事業の実施、産総研福島再生可能エネルギー研究所の立ち上げ、再生可能エネルギー発電設備や蓄電池の設備の導入支援を行ってきたところである。また、ことしに入り、避難指示解除区域においても太陽光発電建設の動きが加速を始め、洋上風力プロジェクトや技術開発プロジェクトの成果を県内の産業に定着させるため、福島県風力発電関連産業集積等に関する検討会が設置されるなど、福島における取り組みは第二段階に移行しつつあると考えている。資源エネルギー庁としても引き続き、福島県を再生可能エネルギー先駆けの地とし、県の産業の活性化にしっかりと結びつけるべく、県と力を合わせて全力を尽くしていきたい。

宮下雅志議員

全国で8割以上の自治体が再生可能エネルギーに取り組んでいる。その中で先駆けの地を実現するには国の取り組みも前進させることが強く求められる。ぜひ取り組みの強化を願う。

最後に、賠償について聞く。

個人で行った除染について、指針において賠償の対象とすると言われてから久しく経過している。ことしの自治体からの要望聴取でも、ほとんど進んでいないという指摘があった。現在国ではどういった対応をしているのか。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

個人が実施したいわゆる自主的除染については、賠償の基準を示せていないことに対し、申しわけなく思う。

東京電力(株)とともに検討しており、今月8日に東京電力(株)と原子力損害賠償支援機構とで策定した総合特別事業計画が改定されたところである。その中で、放射性物質汚染対処特措法の施行前に実施された自主的除染は大変多かったが、これらの費用について早急に賠償基準を策定し、ことし9月をめどに受け付け開始を目指すこととしている。来月のことなので、我々も実質的に検討を進めており、総合特別事業計画にあるとおり、早急に実施できるよう東京電力(株)とともに取り組んでいく。

宮下雅志議員

特別の努力による売り上げに対する取り扱いについて、公平性の観点から、あえて努力しない場合の賠償も多く、努力 すればするほど少なくなることもある。避難指示区域についてはそれを差し引かないとのことだが、区域外にもこの考え 方を取り入れるべきと思うが、どうか。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

もともと損害賠償は損害が発生したものに対し支払うものであることから、売り上げが出ればその分を控除するのが本 来の考え方である。しかし、特別の努力については、県からも要望があって、紛争審査会においてこれを指針に明記する

ことで実現された。

避難指示区域とそれ以外の区域では、特別の努力という考え方の差の前に、避難指示区域は避難に伴って事業活動が全くできないことがまず大前提としてあり、それ以外の区域は基本的に事業活動はできているが、出荷制限や価格の下落等によって損害が発生するため、それを補塡することになっている。したがって、根本には、事業がそもそもできないが、よそで実施した場合にインセンティブをより強く持ってもらうということがあり、区域外は基本的に事業ができているため特別の努力は認めておらず、当面変更する予定はない。

宮下雅志議員

先ほど包括請求の話があった。賠償がどうしても後ろ向きであるため、前向きな対応として包括請求を避難指示区域外にも認めるよう検討すべきと思うが、どうか。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

避難指示区域外で、前もって何年か分の包括請求をという質問だと思うが、先ほどの答弁のとおり、区域外については 事業が継続しているということが基本にある。来年3月以降の避難指示区域内における営業賠償については検討中だと述 べたが、区域外のことも検討しなければならないと考えている。賠償はずっと続くのがよい場合もあればよくない場合も あることを十分認識した上で支払い方法を考えていきたいので、本日の意見は持ち帰る。